

返還不要の給付型奨学金の創設及び無利子奨学金の拡充を求める件

現行の国の奨学金制度は、独立行政法人日本学生支援機構を通じて奨学金を学生に貸与し、その返還金を次世代の奨学金の原資とする形で運営されている。

この奨学金制度は、国立大学、私立大学とも授業料が高止まりしていることなどが背景となって、利用者は、平成 26 年度実績では、大学生らの約 4 割にあたる約 134 万人にのぼっている。一方で、非正規雇用などによって卒業後の収入が安定せず、奨学金の返還に悩む人が少なくない。

そのような中、政府は平成 28 年 6 月 2 日に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において、返還不要の給付型奨学金の創設を検討することを盛り込んだ。

現在、OECD に加盟する 35 か国のうち、ほとんどの国で給付型奨学金制度があることを鑑みても、納税者である国民の理解を得つつ、学生が安心して勉学に励めるよう、返還不要の給付型奨学金の創設や無利子奨学金制度の拡充などの施策が強く求められる。

よって、国会及び政府におかれては、学ぶ意欲のある若者が経済的理由で進学を断念することがないように、無利子奨学金や授業料減免などの支援を拡充するとともに、貧困の連鎖を断ち切るため、平成 29 年度を目途に給付型奨学金を創設することを求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 10 月 11 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣

内閣府特命担当大臣（少子化対策男女共同参画） 様

仙台市議会議長 岡 部 恒 司